

竹福 第 530 号
令和 3 年 1 月 20 日

保育所保護者 各位

竹富町長 西大舩 高旬
(公 印 省 略)

緊急事態措置対象区域に渡航した場合の登所の判断基準について③ (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

令和 3 年 1 月 19 日に沖縄県独自の緊急事態宣言が発出され、都道府県独自の緊急事態宣言を発出している茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県の 5 県も往来自粛の対象とされたことを受け、保育所の登所判断基準の見直しを行いました。

下記の緊急事態宣言地域に渡航した場合(経由も含む)は、帰島後 7 日間登所停止となりますのでご協力お願いいたします。

また、今後、国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合及び各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された場合、その時点で本判断基準の緊急事態措置対象区域として含め、7 日間出勤・登所停止の対象としますので、ご了承頂けますようお願いいたします。

【国の緊急事態宣言地域 (11 都府県)】

・東京都 ・神奈川県 ・埼玉県 ・千葉県 ・大阪府 ・京都府 ・兵庫県 ・愛知県
・岐阜県 ・栃木県 ・福岡県

【都道府県独自の緊急事態宣言地域 (5 県)】

・茨城県 ・三重県 ・長崎県(長崎市のみ) ・熊本県 ・宮崎県

(※現時点では沖縄県は本判断基準の緊急事態宣言地域の対象外とします。)

※行動履歴票・健康観察票について

行動履歴票は帰島後速やかにご提出ください。健康観察につきましては、本人及び同居家族の分も実施して頂けますようご協力よろしく申し上げます。また、帰島後 1 日目～14 日目の間に、本人及び同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、その時点で登所停止の対象となりますので、保育所にご連絡頂けますようお願いいたします。

(風邪症状：発熱、呼吸器症状(せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり等)、頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常、消化器症状(下痢、嘔吐等)等)

【お問い合わせ先】竹富町福祉支援課子育て支援係 TEL : 83-7415 FAX : 82-3745